

序章

「アフリカにおける土地と国家」研究会の構想

武内 進一

要約

本報告書の母体となった「アフリカにおける土地と国家」研究会がどのような問題意識で構想されたのかを説明するとともに、中間報告の各章の内容概略を紹介する。武力紛争の背景要因、ランドGrab、土地法改革など、近年アフリカの土地をめぐる関心が高まりを見せているが、本研究会では土地に反映される国家社会関係に着目し、その変遷を長いスパンで明らかにすることを基本的な問題関心に置いている。

キーワード

土地 国家 アフリカ 国家社会関係 歴史

はじめに

本報告書は、アジア経済研究所で平成13年度に実施された「アフリカにおける土地と国家」研究会の成果である。同研究会は平成13～14年度に実施される予定であり、本報告書は中間成果に当たる。

アフリカの土地問題への関心は、近年様々な形で高まりを見せている。武力紛争の要因として、急速に進む土地収奪（ランドGrab）問題として、あるいは近年多くの国で実施されている土地法改革など、土地問題が取り上げられるコンテキストは多様である。本研究会は、これら今日的諸問題を個別具体的に扱うのではなく、それらを分析し、理解するための基礎作業と位置づけられる。土地政策は本質的に国家が社会を統制するために実施されるものであり、土地政策とその帰結には国家社会関係が如実に反映される。こうした問題関心に立って、本研究会は、アフリカ各国で植民地化以降どのような土地政策が採られてきたのか、そこに国家社会関係のいかなる変遷が観察できるのかを長期的なスパンで解明することを基本的な問題関心としている。

中間成果の性格上、本報告書に含まれる各章では、事実確認に力点が置かれている。土地政策を主要なテーマとするだけに、多くの章で、主要な土地法やその条文を翻訳する作業がなされている。また、特に植民地期の状況整理に紙幅が費やされている。こうした作

業は、一国レベルでの分析を深めるためにはもちろんのこと、複数国の間で政策を比較検討する際に欠かせない。アフリカの近代国家、そしてそれが主体となった土地政策は植民地期に始まるが、植民地政策は宗主国によって異なる。植民地期の諸政策の背景をなした法体系は、フランスやベルギーなどの大陸諸国とイギリスとで大きく相違し、それが今日の土地法体系にも強く影響しているからである。今年度の中間報告は資料的な性格を帯びているが、これは来年度最終成果のために必須の作業と考えている。

以下、この序章では、研究会の問題意識と射程を明らかにし、来年度に向けた課題を整理しておきたい。

第1節 研究会の関心

近年、アフリカの土地に対する関心が多様な観点から高まっている。1990年代以降の武力紛争においては、ルワンダ、コートジボワール、ケニアなど各地で、背景要因として土地問題が指摘されてきた。最近では、アフリカ各国で大規模な土地囲い込み（ランドグラブ）が起こっており、その影響が懸念を集めている。一方で、1990年代以降のアフリカでは、土地法を改正する動きが相次いでおり、所有権の確立が重要課題となってきた。ここでは、私的所有権はもとより、共同体による慣習法的な所有権を認める動きも複数の国で見られる。これらの土地をめぐる諸問題は、それぞれのトピックごとに分析され、研究が蓄積されてきた。例えば、紛争の背景としての土地問題に関しては、André & Platteau (1996)、Boone (2009)、Anseeuw & Alden eds. (2010)、ランドグラブについては、Deininger et al. (2010)、近年の土地所有権改革については Alden Wily (2011) などを挙げるができる。

アフリカ研究において、土地はこれまでも様々な形で取り上げられてきたテーマである。土地は、農業や牧畜など生業活動の、また祖先崇拜など宗教活動の基盤であり、人々の日常生活にとって必要不可欠な存在である。本研究会の関心とも深く関わる土地制度に関しては、日本でも吉田編 (1975) をはじめ、数多くの研究が蓄積されてきた。

一方、政治的観点から見れば、土地の支配はそこに存在する社会、つまりそこで暮らす人々の支配を意味する。ヨーロッパであれ、アジアであれ、伝統的な農業社会においては、土地の支配はその地域の居住者が農業や畜産を通じて生み出した富を抽出し、統治の経済的基盤を形成するための前提条件をなした¹。アフリカにおいても、植民地化以降の近代国家は、土地の管理統制に強い関心を抱き、介入的な政策を実施してきた。今日に至るまで、土地政策は国家の最重要課題の一つであり、そこには国家と社会の関係——国家はどのように社会を管理統制しようとしているのか、社会はどのように対応しているのか——

¹ この点は、植民地化以前のアフリカでは必ずしも当てはまらない。多くの地域で人口稀少、土地余剰であったため、人々は容易に移動、逃散し、土地の支配が統治の経済的基盤形成に寄与するとは限らなかったからである。この点については、Herbst (2000) 参照。

が様々な形で映し出される。

しかしながら、こうした観点から土地問題を捉えた先行研究はそれほど多くない。従来土地問題を数多く扱ってきた経済学や経済史においては、そこに内在する権力関係や統治者の意図が明示的に議論されることは——入植植民地などの極端な事例を除けば——あまりなかった。土地所有の中に権力関係を見いだす視点は、いわゆる法的多元性をめぐる議論をはじめ、人類学において発達してきたものである（Moore 1973）。その問題意識を継承した近年の代表的研究としてJuul and Lund eds. (2002) があるが、土地をめぐる政治という関心は2000年代後半以降強まっているように思う。先に挙げた個別イシューに関する研究蓄積はその一端を示すものであるし、2013年に著名なアフリカ専門誌*Africa*が「土地と政治」を標題に掲げた特集号を刊行したこともその現れと言えらう²。

本研究会が注目するのは、土地に反映される国家社会関係とその変遷である。植民地期初期における土地政策の基本思想は、入植者や民間企業など宗主国側のアクターに土地権利を移転させ、もって植民地の開発を進めることにあった。ここでは、アフリカ人の土地権利への配慮は、形式的に示されることはあっても、基本的に希薄である。しかし、両大戦間期頃から、アフリカ人主導の開発という考え方が強まると、単にヨーロッパ人にとって都合のよい土地政策を採ればよいという話ではなくなる。アフリカ人に対してどのような土地権利を認めるべきかという問題は、その統治政策と表裏一体をなすのである。この点は独立以降も同じである。土地権利を定める政策には、開発のあり方、そして住民統治のあり方が明瞭に反映されている。この内容と変化を長期的なスパンで明らかにすることが、本研究会の第一の課題である。この作業は、吉田（1973）がそうであるように、単に政策の変化を示すという以上に、国家の意図と社会の対応の齟齬を明らかにし、その意味でアフリカ諸国の国家建設過程とそこでの課題を明らかにするものとなる。

第2節 本報告書の概要

以下、本報告書に所収された内容を簡単に紹介する。本報告書では、植民地統治のあり方を基準として各章を配置した。最初の3つの章は旧英領東南部アフリカ諸国に関するものである。第1章「タンザニアの土地政策史—植民地期から現在までの土地法制に関する予備的考察—」（池野旬）は、ドイツ領東アフリカを経て第一次世界大戦後はイギリスの統治下に置かれたタンガニーカ（現タンザニア）を扱う。ドイツ領時代から近年に至るまでの土地政策の流れが概観されている。第2章「植民地化初期のケニアにおける土地制度とその変遷」（津田みわ）は、入植植民地ケニアが形成される初期の法制度に焦点を絞った報

² *Africa* 誌 2013年2月号（第83巻第1号）。特集タイトルは「アフリカにおける土地と政治—領域、財産、人間への権限を確立する」。Christian Lund と Catherine Boone が特集号の編集を務めている。

告である。第3章「北ローデシアにおけるイギリス南アフリカ会社の領土獲得と土地制度の確立」(大山修一)では、特許会社が初期の開発を担った北ローデシア(現ザンビア)における土地制度の形成過程が整理されている。

次に、西アフリカの英領であるシエラレオネと、旧イタリア領だがイギリス法の影響を受けたソマリアを扱う2つの章が配置される。第4章「シエラレオネにおける土地関連法」(落合雄彦)は、今日のシエラレオネで有効な4つの法律の翻訳と解説である。シエラレオネでは、今日に至るまでチーフダムをはじめとする植民地期の制度が色濃く残存しているが、4つの法律は制度の実態と運用を理解するために重要な資料となる。第5章「ソマリアにおける土地政策の形成の概要」(遠藤貢)は、ソマリアの土地政策に関する概説と独立後の基本法の翻訳・解説である。ソマリアは、旧イタリア領の南部と旧英領の北部(ソマリランド)が統一して独立を遂げたが、1969年に成立したシアド・バーレ政権期ではコモンローを参照した土地法体系が作られることになる。

続く3つの章は、フランスとベルギーによる植民地統治を経験した国々を扱っている。第6章「コートジボワールにおける土地政策の変遷」(佐藤章)は、旧仏領西アフリカを構成したコートジボワールにおける土地政策史を概説し、近年この国が経験した紛争の重要要因となった1998年土地法の翻訳を付している。第7章「コンゴ民主共和国の土地関連法制」(武内進一)は、ベルギーの植民地統治下に置かれたコンゴ民主共和国(旧ザイール)の土地法制についての翻訳と解説である。第8章「独立後ブルンジ、ルワンダの土地法制」(武内進一)では、もともとはドイツ領東アフリカの一部でありながら、第一次世界大戦以降は委任統治領(後に信託統治領)としてベルギーの管理下に置かれたブルンジとルワンダの土地法に関する翻訳と解説である。コートジボワール、コンゴ、ブルンジ、ルワンダの土地法にはいずれもフランス法の影響が強く見られるが、近年になるにつれて、それぞれの国で独自性が目立つようになっている。これは、モブツ政権期のザイールで制定された1973年土地法や、内戦後のルワンダで2005年に制定された土地法などで顕著である。

最後の第9章にはエチオピアの事例が置かれる。「第二次世界大戦後のエチオピアの土地制度の変遷—土地法の検討を中心に—」(児玉由佳)は、現代エチオピアにおける土地法の変化を、必要に応じて法令に依拠しながら整理したものである。エチオピアは事実上植民地化を経験しておらず、その意味でヨーロッパ諸国の法体系の影響を直接的に受けていない。ただし、社会を統治するための国家の施策という意味で、エチオピアの土地政策とその変化はきわめて興味深い。帝政期の複雑な土地制度、社会主義期の土地再配分政策、そして1991年に成立したエチオピア人民革命民主戦線(EPRDF)政権下で実施された土地登記政策はいずれも、国家が社会をどのように統治したのか、また統治しようとしたのかを示している。

おわりに

本報告書は中間成果であり、その意味で、個々の報告はまだ分析と呼べる水準に達していない。どちらかといえば資料集的な性格が強いものである。しかし、各国研究を深める上でも、比較のためにも、基本となる研究の素材をしっかりと押さえることは不可欠の作業である。本報告書は、それを意図して作られた。来年度は、用語や法律条文の検討を重視し、相互の比較を意味のある形で行うように努力したい。

参考文献

【日本語文献】

- 吉田昌夫 1973. 「タンザニア土地政策史」 星昭編『アフリカ植民地化と土地労働問題』 アジア経済研究所 71-104.
- 吉田昌夫編 1975. 『アフリカの農業と土地保有』 アジア経済研究所.

【外国語文献】

- Alden Wily, Liz 2011. “‘The Law is to Blame’: The Vulnerable Status of Common Property Rights in Sub-Saharan Africa.” *Development and Change* 42(3): 733-757.
- André, Catherine & Jean-Philippe Platteau. 1996. “Land Tenure under Unendurable Stress: Rwanda Caught in the Malthusian Trap.” *Cahiers de la Faculté des Sciences Economiques et Sociales*, 164: 1-49.
- Anseuw, Ward & Chris Alden eds. 2010. *The Struggle over Land in Africa: Conflicts, Politics and Change*. Cape Town: HSRC Press.
- Boone, Catherine 2009. “Electoral Populism Where Property Rights are Weak: Land Politics in Contemporary Sub-Saharan Africa.” *Comparative Politics*. 41(2): 183-201.
- Deininger, Kraus et al. 2010. *Rising Global Interest in Farmland: Can It Yield Sustainable and Equitable Benefit?* Washington, DC: The World Bank.
- Herbst, Jeffrey 2000. *States and Power in Africa: Comparative Lessons in Authority and Control*, Princeton: Princeton University Press.
- Juul, Kristine and Christian Lund eds. 2002. *Negotiating Property in Africa*. Portsmouth: Heinemann.
- Moore, Sally Falk 1973. “Law and Social Change: The Semi-Autonomous Social Field as an Appropriate Subject of Study.” *Law & Society Review* 7(4): 719-746.